

全L協保安・業務G6第47号
令和6年5月30日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

賃貸集合住宅における補助事業
「賃貸集合給湯省エネ2024事業」における自社施工の例外対応について
(お知らせ)

標記補助事業につきまして、賃貸住宅への省エネ型給湯器（エコジョーズ／エコフィール）の取替が補助対象となっており、原則、申請時に機器の売買を含む工事請負契約等が必要になります。

この度、補助事業者（LPガス販売事業者）が自ら所有する賃貸住宅における省エネ型給湯器の取替において、機器の売買を含む工事請負契約等は存在しませんが、別添のとおり、国が事前に業界団体（全L協）を通じて認定した例外事業者（LPガス販売事業者）は、自らが所有する賃貸住宅における取替（機器の売買を含む工事請負契約等がない）についても例外的に補助対象とすることができるようになります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては支店等に対し、自ら所有する賃貸住宅における省エネ型給湯器の取替が補助対象となる例外事業者の登録を希望される場合、別紙により当協会までご連絡いただくようご周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、本事業について、住宅省エネキャンペーン2024サイトに掲載されておりますので、ご確認ください。

記

住宅省エネ2024キャンペーンサイト
<https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>

以 上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 宍戸、岩田

別 紙

令和 年 月 日

(一社) 全国LPガス協会 宛
Eメール : info2@japanlpg.or.jp

賃貸集合住宅における補助事業 「賃貸集合給湯省エネ2024事業」における 自社施工の例外対応について

会社名 _____

部署・役職名 _____

担当者名 _____

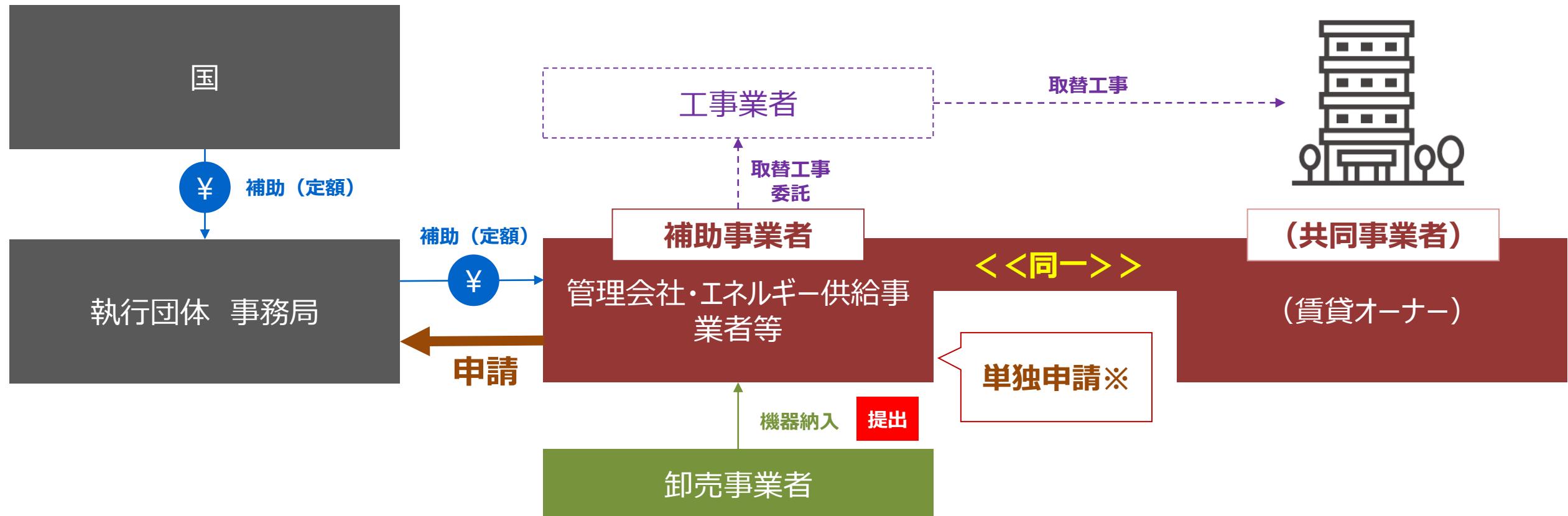
TEL _____

Eメール _____

所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

本補助金は、原則、機器の売買を含む工事請負契約等が存在することが必要になります。しかし、管理会社やエネルギー供給事業者等が賃貸オーナー業も行っている場合、工事請負契約等は存在しないが、例外的に補助対象とすることができる。

**本例外対応は、国が事前に認めた補助事業者のみを対象とします。
(申請については次ページ以降を参照ください)**

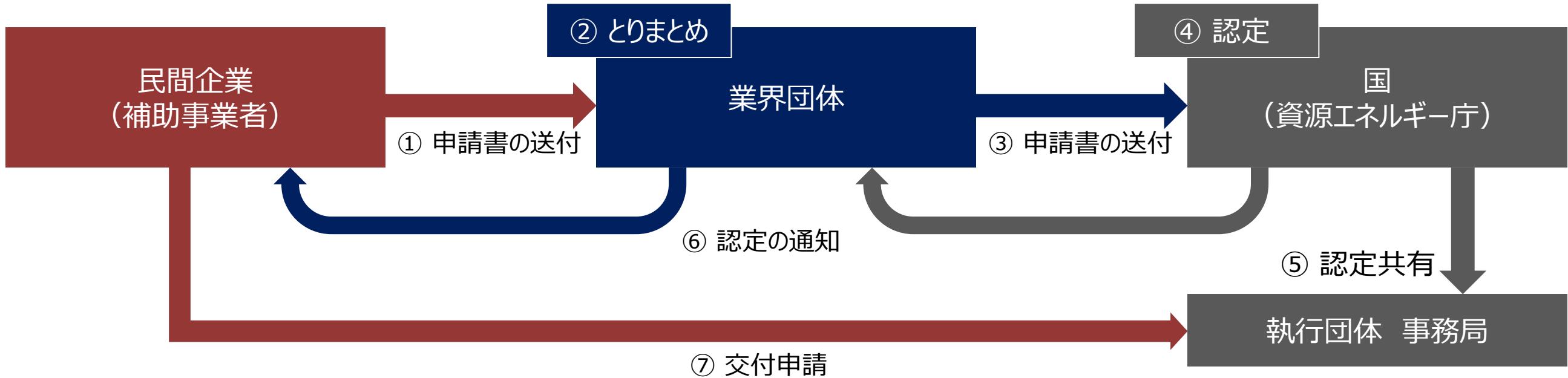


なお、上記の場合、工事請負契約等は存在しないので、申請時に「工事請負契約書等の写し」は不要とする。

※同一者間では契約関係は成立しないので共同事業実施規約を締結できない。そのため、単独申請となる（申請時に「誓約書」を作成・申請していただく）。

所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

例外企業の適用フロー



	民間企業	業界団体	国	執行団体	
① 申請書の送付	◎	○			<ul style="list-style-type: none"> 自らが例外認定事業者の条件に合致していることを確認したのちに、業界団体へを依頼。 業界団体を通じて「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工申請書（以下、「申請書」という。）」を受取、記入、送付。※業界団体へは国から必要書類を共有します。
② とりまとめ		◎			<ul style="list-style-type: none"> 民間企業の要望を受け、例外認定のとりまとめ団体として国に連絡。 申請書を民間企業へ送付。 民間企業から提出された申請書の内容が埋まっているかを確認。
③ 申請書の送付		◎	○		<ul style="list-style-type: none"> 申請書を国へ送付。（不備があった場合は業界団体が間に入り調整する）
④ 認定			◎		<ul style="list-style-type: none"> 本例外に的確かどうかを判断し、認定
⑤ 認定共有			◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時に例外対応するための民間企業名等を事前に共有
⑥ 認定の通知	○	○	◎		<ul style="list-style-type: none"> 国は業界団体へ例外認定した旨と「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工宣誓書」を送付する。
⑦ 交付申請	◎			○	<ul style="list-style-type: none"> 住宅省エネポータル上にて申請（「賃貸集合給湯省エネ2024事業自社所有物件施工宣誓書」等を提出）。 2024年5月から交付申請対応可能予定。

所有している既存賃貸集合住宅への取替を自ら行う場合

例外事業者となる事業者の条件

例外事業者になる条件は以下のすべてを満たすことが必要です。

- 本事業の補助事業者としてすでに事業者登録されていること
- サプライヤーやメーカー等からエコジョーズ等の補助対象製品を事業のために継続的に仕入れている実態があること（一時的にW e b 等から購入した対象製品でないこと）
- 本事業の補助事業者としてすでに1つ以上の自社所有物件施工に該当しない補助事業の交付申請（以下、「通常の交付申請」という。をしている、または今後する予定がある※こと
※例外認定を受けた事業者（以下、「例外事業者」という。）になったものの、通常の交付申請を行ったことが確認できない、または交付申請審査時に対象外となった場合は、例外認定分の交付申請も対象外になるのでお気を付けください
- 本補助金の対象となる既存賃貸集合住宅を所有していること（不動産賃貸業をしていること）
- その他、交付規程等に記載されているその他条件を満たしていること

例外事業者の想定

例外事業者として登録をしたい場合は、業界団体を通じてご要望ください。

事業者から要望を受けた業界団体は、前述の通り、各事業者からの申請のとりまとめをお願いします。

所属する業界団体がない場合は、省エネルギー課に確認をしてください。